

首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

(1) 業務名

首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務

(2) 業務目的

各国の大使館が集中する東京の地域性を活かし、大使館や首都圏在住外国人への福井県PRを行い、首都圏在住外国人の誘客、インバウンドへの誘客に波及させる。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 履行期限

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

<スケジュール>

| | | | |
|------|----------|--------|----------|
| 令和7年 | 3月28日（金） | | 企画提案公募開始 |
| | 4月16日（水） | 17:00 | 企画提案公募締切 |
| | 4月23日（水） | 13:30～ | 審査会 |
| | 5月上旬 | | 契約、業務開始 |

(5) 契約金額の上限額

5,784千円（消費税込）

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロード

できる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当部署

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

福井県東京事務所 担当 加藤

電話 03-5212-9074

E-mail tokyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

②提出期限

令和7年4月9日（水）17時00分

③受付時間

本公示日から令和7年4月9日（水）の9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）へ郵送またはメールにより提出すること（提出期限を厳守すること）

※メールによる提出の場合は、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和7年4月11日（金）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

- ・様式2 1部

・企画提案書（任意様式） 5部

企画提案書は、別紙仕様書をもとに以下の内容を盛り込み、1冊の資料としてまとめ、社名を記載したものを提出すること。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

・実施方針（本業務のねらい）

イ 実施体制（人員体制、スケジュール、再委託等の有無）

ウ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積（概算）

実施にかかる全ての経費およびその他の経費（会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

②提出期限

令和7年4月16日（水）17時00分

③受付時間

本公示日から4月16日（水）までの9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）へ持参または郵送により提出すること（提出期限を厳守すること）

※郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須。なお、提出された書類は返却しない。

（5）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記（1）までメールにて送付すること

① 受付期間

本公示日から同年4月11日（金）17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールにて行う。

4 契約方法等

次の手順による。

（1）提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和7年4月23日（水）に福井県東京事務所にて実施予定であり、詳細事項は別途通知する。

（2）県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価は以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

① 業務の目的・内容の理解

- ② 事業の内容、実施方針
- ③ 実施体制、実施スケジュール
- ④ 在日外国人向けイベントへのブース出展、外務省主催の地域の魅力発信セミナーへのブース出展（ターゲット、出展イベント、内容）
- ⑤ 在日外国人向け広報媒体を使ったPR（ターゲット、内容、効果）
- ⑥ 在日外国人向けチラシの作成（内容）
- ⑦ 大使館職員向け招聘ツアー（ターゲット、内容、実施体制、実績）

(3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

(4) 見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。

5 契約金額の上限

契約金額の上限は5,784千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするるとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。